

北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けた取組のロードマップ

区分	種類	取組(事業)	H30	R元年度				R2年度				R3年度				R4年度				R5年度				事業完了予定	進捗状況等(R4.3.31現在)	所管部署	課				
			年度 (10月～)	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④								
1 被災地域の復旧・復興に向けた取組																															
(1) 住まい・くらしの速やかな再建		ア 被災者の住宅再建																													
	ウ	①被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給 (基礎支援金) ・「全壊」100万円、「大規模半壊」50万円など (加算支援金) ・「建設・購入」200万円、「補修」100万円など	支給申請書等必要書類の進達・支給決定通知の送付、被災者等に対する必要な助言等																				R4.10 (毎年度事業継続を判断)	○支給決定 2,023件 ○総支給額 19億4,300万円	総務部	危機対策課					
	ア	③応急仮設住宅の供与等 ・災害救助法による応急救助として、住居を失った方々の当面の住まいの確保や生活必需品の提供、被害を受けた住居の応急修理などの取組を実施	応急仮設住宅の管理運営 応急仮設住宅の建設																				借上型 R2.9～ R3.11完了	○ 応急仮設住宅 ・必要な戸数について、整備済(H31.1) [借上型] 入居世帯なし	保健福祉部	総務課					
	ウ	⑥被災者の集団移転等の検討	被災者の集団的な移転を含めた検討																				R3.11完了	○被災市町において、被災者との協議を踏まえた住環境の整備について検討 ○応急仮設住宅から恒久的な住まいへの住み替えが完了したことに伴い検討終了	総合政策部	地域政策課					
		イ 被災者の生活支援																													
ウ	②生活福祉資金等の貸付け ・特別緊急小口資金貸付事業費補助金[道] 被災者の生活に必要な家具什器等、当座の生活に必要な経費を支援 [事業主体] 北海道社会福祉協議会 [貸付対象者] 国の「緊急小口資金」を利用してなお不足する者 [貸付限度額] 国 拡 充: 10万円以内→20万円以内 道上乗せ: 20万円以内→50万円以内 [貸付利息] 無利子 [償還期間] 据置期間経過後2年以内	償還等の債権管理 貸付に係る相談対応・貸付手続																				R6.3	○H30.10.25貸付開始、H31.3月末で受付完了 ○貸付実績 63件 16,030千円(確定) 【その他(特記事項)】 ○事業の実施主体である北海道社会福祉協議会と必要に応じ連携・情報共有	保健福祉部	地域福祉課・地域福祉推進係						

北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けた取組のロードマップ

区分	種類	取組(事業)	H30年度 (10月～)	R元年度				R2年度				R3年度				R4年度				R5年度				事業完了 予定	進捗状況等(R4.3.31現在)	所管部署	課
				①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④				
ア	ウ	保健・医療・福祉、教育環境の回復																									
	ア	①被災者のケア ・精神科医師や看護師、心理士等からなる「北海道心のケアチーム」や児童精神科医等により編成された「子どもの心のケア班」を被災地に派遣し、被災者の相談対応を実施 ・精神保健福祉センターによる被災町職員支援、遺族支援の実施																		R5.3 (毎年度事業継続を判断)	○心のケアチーム H30.11末で活動終了 ○子どもの心のケア班 H31.3末で活動終了 〈派遣実績〉延べ201人 ○町職員支援 〈支援実績〉 H30年度 延べ247人、R元年度 延べ520人、R2年度 延べ258人 R3年度 延べ6人 〈派遣実績〉 H30年度 延べ61人、R元年度 延べ160人、R2年度 延べ20人 R3年度 延べ2人 ○遺族支援 ケア会議、関係機関調整 ○苫小牧保健所や道立精神保健福祉センターが被災3町と連携し、地域ニーズに応じて被災者への支援を継続実施(R2年度は精神保健福祉センターが苫小牧保健所及び被災3町に赴いて現状と課題を話し合った) ○苫小牧保健所において被災3町を対象に自殺対策ゲートキーパー育成に係る研修会へ精神保健福祉センター職員2名を派遣した。R2年度 7月28日 ○被災3町職員のメンタルヘルス支援のための健康教育を計画・実施(R元年度 安平町:8月8日実施 91名参加 むかわ町:10月3日、11日実施 計67名参加 厚真町:9月10日、12日実施 計97名参加、R2年度 安平町:9月25日実施 96名参加 むかわ町:10月5、16日実施 計58名参加 厚真町:10月8日実施 71名参加) ○胆振東部3町メンタルヘルス対策推進検討会への出席・助言。R2年度 11月25日、R3年度 11月26日 ○胆振東部3町災害後の地域精神保健活動にかかるコンサルテーションへの出席・助言。R3年度 12月23日実施	保健福祉部	障がい者保健福祉課精神保健医療係				
ア	ア	②被災者の健康管理 ・市町村と連携し仮設住宅入居者及び住民全体の心身の健康管理																		R5.3 (毎年度事業継続を判断)	○住まいサポートチームコアメンバー会議への参画(仮設住宅入居者支援連絡会から移行) ・個別課題解決等の支援・助言 延べ20回 R2年度で終了 ○住民の健康・メンタルヘルス対策 ・町と支援機関と連携した被災住民への健康相談やカンファレンスへの参画 ○3町との連携 ・被災各町と保健所との連絡会議 随時 ・被災町保健師との合同連絡会 令和元年3月以降開催 延べ15回 ○各町ゲートキーパー研修会参画 ○厚真町 被災後の地域精神保健活動(WEB会議)参加 R3年12月23日 ○苫小牧保健所において被災3町を対象に自殺対策ゲートキーパー育成に係る研修会を実施した。(精神保健福祉センター職員派遣2人・参加者17人)R2年度 7月28日実施 ○被災3町職員のメンタルヘルス支援のための健康教育を計画・実施(R元年度 安平町:8月8日実施 91名参加 むかわ町:10月3日、11日実施 計67名参加 厚真町:9月10日、12日実施 計97名参加、R2年度 安平町:9月25日実施 96名参加 むかわ町:10月5、16日実施 計58名参加 厚真町:10月8日実施 71名参加) ○胆振東部3町メンタルヘルス対策推進検討会開催(精保センター、苫小牧保健所、被災3町、他関係機関参加)R2年度 11月25日実施、R3年度 11月26日実施 ○胆振東部3町災害後の地域精神保健活動にかかるコンサルテーション実施(精保センター、苫小牧保健所、被災3町参加、講師は岩手医科大学医学部)R3年度 12月23日実施	胆振総合振興局	苫小牧地域保健室				

(1) 住まい・くらしの速やかな再建

北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けた取組のロードマップ

区分	種類	取組(事業)	H30年度 (10月～)	R元年度				R2年度				R3年度				R4年度				R5年度				事業完了 予定	進捗状況等(R4.3.31現在)	所管部等	課
				①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④				
	ア	③教員の加配 ・被災した小中高等学校において、TT等による学習支援、心のケア、教育相談等のため教員を加配措置[配置先] 特に被害が大きい胆振3町の小・中・高等学校																					R5.3 (毎年 度事業 継続を 判断)	○平成30年度配置実績 3人 ○令和元年度配置実績 15人 ○令和2年度配置実績 14人 ○令和3年度配置実績 12人 ○令和4年度配置予定 11人	教育庁	教育政策課 定数政策係	
(2) ライフラインやインフラの本格的な復旧	イ	道路や河川などの公共土木施設等の強靱化																									
	アウ	①公共土木施設等の復旧 ・「公共土木施設災害復旧事業」等[国]を活用し、被災した道路や橋梁、河川などの復旧を実施 (被害状況) 【公共土木施設災害復旧事業】(北海道・市町村) ○ 504箇所 459億円																					R4.3 完了	○災害査定(H30.10～H31.1) ○復旧工事(応急復旧を含む)(H30.9～R4.3) ①災害復旧事業(河川) → 完成98箇所/98箇所 ②災害復旧事業(道路・橋梁) → 完成353箇所/353箇所 【その他(特記事項)】 ○厚真町日高幌内川災害復旧工事における堆積土砂の活用(地すべり対策)(H31.3～) ○厚真町災害復旧工事の一部受託(H31.4～) ○山腹崩壊が広範囲に渡る厚真町において、国と連携して砂防事業等を実施し、道の事業はR2に完了。国の事業は、災害関連緊急事業に引き続き、現在は恒久的な対策を実施している。(厚真川水系特定緊急砂防事業) ○工事の円滑な実施に向け、庁内関係部局からなる連絡調整会議を開催	建設部	河川砂防課 維持管理防災課	
	アウ	②災害復旧事業(道路・橋梁) (事業主体:北海道・市町村)																					R4.3 完了			河川砂防課 維持管理防災課	

北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けた取組のロードマップ

区分	種類	取組(事業)	H30	R元年度				R2年度				R3年度				R4年度				R5年度				事業完了予定	進捗状況等(R4.3.31現在)	所管部等	課
			(10月～)	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④				
(3) 地域産業の持続的な振興	ア	④ 農林水産業の産業基盤の強化																									
	ア	③ 森林・林業被害の復旧 ・「災害復旧事業」等[国]を活用し、被災した林地や林地の復旧を進めるとともに、森林の造成を計画的に行うなど必要な対策を実施 [被害概要] ・林地・治山施設 187件 464億円 ・林道施設 323件 44億円	林地の復旧(治山事業) 事業計画 測量・設計、復旧工事(公共)																				未定	○H31.1～R6.3までを集中対策期間として治山激甚災害対策特別緊急事業や復旧治山事業により、復旧工事を計画的に実施。R6.4以降も引き続き、復旧治山事業等により治山対策に取り組む。 【その他(特記事項)】 ○被災3町・森林組合・試験研究機関・森林管理局等が参画する「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」において「胆振東部地震森林再生実施計画」を策定(R4.3)	水産林務部	治山課・治山計画係	
	アウ		林道の復旧 復旧工事 被害調査、災害査定																				R3.12完了	○林道施設災害復旧事業 ・災害査定(H30.12～H31.1) ・本工事(H31.3～R3.12)全69箇所完了		森林整備課 路網整備係	
	アウ		森林の造成 植栽や播種など効率的な復旧方法の検証 森林整備事業を活用した被害木の撤出・森林の造成																				R4.3 未定	○被害木の整理(H30.10～) ○森林整備事業等による植林・緑化(R元.5～)(森林所有者の意向等を踏まえ順次実施) ○被災森林の復旧方法を検証するための大規模崩壊地森林造成実証試験の実施(R元.9～R4.3) 【その他(特記事項)】 ○被災3町・森林組合・試験研究機関・森林管理局等が参画する「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」において「北海道胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針」を策定(H31.4) ○上記対応方針の「森林造成」の具体的な方向性を示した「胆振東部地震被災森林復旧指針」を策定(R3.3) ○崩壊地の箇所ごとの具体的な復旧手法や路網整備の箇所などを明らかにする「胆振東部地震森林再生実施計画」を策定(R4.3)		森林整備課 (造林推進係)	
	ア	⑤ 農林漁業者への技術指導・相談対応等 ・被災した森林所有者を対象とし技術指導の実施	被災状況の確認・技術指導等(林業) 森林所有者の意向を踏まえた技術支援 被災森林所有者戸別訪問による状況説明・意向調査等の実施																				未定	○一般民有林における被災森林所有者戸別訪問等対応者数346名(全346名):完了 ○引き続き、「胆振東部地震被災森林復旧指針」を基に森林所有者の意向を踏まえた技術支援を実施	水産林務部	森林活用課・林業普及担当/美唄普及指導員室	
アイウ		被害木の有効活用 山腹崩壊箇所(道路、河川、農地、林地)の復旧における倒木等の有効活用																					未定	○復旧事業担当部や協力事業者で構成する被害木撤去・有効利用に係る検討会議の開催(第1回H30.9、第2回H31.1、第3回R元.5、第4回R元.7) ○厚真川水系日高幌内川流域から有効利用に向け倒木等の撤去を2地区で開始(H30.11～) 【その他(特記事項)】 ○庁内復旧工事発注各部及び北海道開発局、被災3町が連携して有効利用に向けた体制の構築 ○道・北海道開発局・厚真町・安平町と協力事業者(素材生産業者・バイオマス燃料供給事業者等)が倒木等の有効利用に関する協定を締結(H31.3)		林業木材課木質/バイオマス係・木材産業係	

北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けた取組のロードマップ

区分	種類	取組(事業)	H30年度	R元年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			事業完了予定	進捗状況等(R4.3.31現在)	所管部等	課
			(10月～)	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③				
3 復旧・復興の推進																						
3	復旧・復興の推進	(1)道の推進体制																				
		ア ②いぶりONE復興プロジェクト推進室の設置 ・公共インフラや産業被害等の復旧・復興、人口減少対策、食と観光を通じた復興等を総合的に展開するため、胆振総合振興局内に「いぶりONE復興プロジェクト推進室」を設置	いぶりONE復興プロジェクト推進室の設置																			
			ホームページ開設																			
		(2)被災市町村への支援																				
	ア ①被災市町村への人的支援 ・短期派遣(避難所運営支援、罹災証明業務等) ①北海道 ②道内市町村 ③北海道東北ブロック(対口支援) ・中長期派遣(技術職を中心とした業務) ①北海道 ②道内市町村 ③他県(全国知事会、総務省)	中長期派遣	短期派遣																			
		(3)国や関係機関・団体等との支援																				
	ア ①胆振東部地震災害復旧・復興対策に係る現地連絡調整会議の開催 ・振興局と被災市町村の担当者が一堂に会し、復興事務の推進に向けた情報共有のための会議を開催	被災市町村のニーズに合わせて開催																				